

**ディープテック・スタートアップ支援/国際共同研究開発 Q&A**

番号	カテゴリ	質問	回答
1	制度	この公募は出資を得ないと応募要件を満たしませんか。	本公司では、VC等からの出資を得ることは応募要件に含まれていません。
2	制度	NEDOのディープテック・スタートアップ支援事業との並行での応募は可能ですか。（各応募内容で、プロジェクトが異なる前提）	応募は可能です。NEDOにおいて提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることとなります。
3	制度	他のNEDO助成金との併用は認められますか。	応募は可能です。NEDOにおいて提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることとなります。
4	制度	大企業の完全子会社でも、中小企業の基準に該当するのであれば、このプログラムのパートナーとして活動できますか。	中小企業に該当する法人であっても「みなし大企業」に該当する場合は、提案者となることはできませんが、提案企業の委託先や共同研究先として参加することはできます。
5	制度	公募要領8ページ、「助成対象者の要件⑩に「自安として創業から10年以内」とあります、どれくらい厳格に適用されますか。また、その年数は採択の可否に影響しますか。	資金調達が難しい中でリスクをとり大きな成長を図ろうとする企業については対象となる可能性がありますので、個別にご相談ください。
6	制度	UKのパートナーとの提案を検討しています。Innovate UK側ではJapanとのプロジェクトに最大2M EUROの予算を確保していると記載があったため、1案件最大600K EUROを踏まえると3-5件程度の採択になるのはと推測しています。日本側での予算規模や採択予定数などの目安はありますか。	採択審査基準を満たした案件は全て採択されます。
7	制度	過去にNEDOの別事業からの助成を受けています。同事業とは異なる研究テーマですが、過去の助成の有無は評価に影響しますか。	審査にあたって、採択審査基準や選考基準以外の観点については、考慮しません。
8	制度	50万円以上の設備は、NEDO資産で事業終了後買い上げとなりますか。	助成事業で取得した機械装置等の所有権は、原則として助成先にあります。なお、助成事業者の取得財産等のうち「取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産」は処分制限財産に該当します。処分制限財産の扱いについては、〔詳細版〕「課題設定型産業技術開発費助成事業」事業処理マニュアル（P86）を参照ください。
9	制度	仮にNEDO側ではすべての提案が不採択になった場合についてです。自社の提案が相手国側で採択され、NEDOで不採択となる場合には、繰り上げ採択の可能性はありますか。	採択審査基準を満たした案件は全て採択されますので、繰り上げ採択は予定していません。
10	制度	助成事業終了後に同事業で利益が生じた場合、助成金返還の義務はありますか。	助成金の返還義務はありませんが、収益納付をしていただく場合があります。収益納付の考え方については〔詳細版〕「課題設定型産業技術開発費助成事業」事業処理マニュアル（P117）、納付額の算出方法については「ディープテック・スタートアップ支援基金」〔国際共同研究開発費助成制度〕実務処理マニュアル（P86）を参照ください。
11	制度	採択後、提案書に記載した開発計画や事業計画を達成できなかった場合、助成金の返還や罰則等はありますか。	研究開発事項の中断や変更に伴う助成金の返還はありませんが、不正事項などが認められた場合には返還を求める場合があります。
12	制度	学術機関が共同研究先などに含まれる場合、定額助成は適用されますか。	本事案では定額助成は適用されません。
13	制度	委託先、共同研究先は、交付決定後に増えても構わないですか。	提案書に記載されている体制で審査し、交付決定されます。事業開始後の大幅な変更是認められません。
14	制度	現段階でIPOを目指して準備している場合は、応募は不可ですか。	予定されているIPOの時期によります。事業実施中に上場した場合には、要件を満たさないことがありますので、NEDOは事業中止等を決定できるものとしています。
15	制度	対象国は将来的に増えていく可能性はありますか。	2025年度はこの15カ国で参加はありません。EurekaのGlobalstarsのスキームを活用する公募の場合は、Eureka加盟国の中公募に対象国の構成は異なる見込みです。
16	制度	2026年2月に助成対象事業を分社化する予定でいますが、応募後に法人が変更する場合でも応募可能ですか。	個別の事業となりますので、別途「相談フォーム」を用いて質問をメールで送付ください。
17	制度	応募受理数から採択率は例年何%程度ですか。	2023年度公募では、18件の提案に対し、最終的に3件が双方の国で採択となりました。 2024年度公募では、23件の提案に対し、最終的に4件が双方の国で採択となりました。
18	制度	本事業の予算規模、もしくは採択予定数を教えてください。	本助成事業の事業期間全体会の予算総額は20億円です。 2025年度は採択審査基準を満たした提案は全て採択する予定です。
19	制度	事業期間中は月次や年次のレポートなどの報告義務はありますか。	年度ごとに実績報告書提出の義務があります。また、四半期ごとの進捗確認を行います。
20	制度	短期集中で、1年間で本事業を完了させることは可能ですか。	提案は可能ですが、過去の実績から1年は短いと考えられます。最終的な研究開発目標を達成するために、少なくとも1.5年~2年を推奨します。
21	制度	本事業の公募は年1回の実施ですか。	2025年度は、今回の公募のみです。
22	制度	本年度の公募で日本側事業者が審査通過したものの相手国側事業者が不採択であった場合、翌年度に相手国側事業者が再度応募・採択されたら、自動的に日本側事業者が採択されるなどの取り扱いはありますか。	本助成事業は公募毎にNEDOと相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の両方で同時に採択されることで助成が確定し、片側のみの採択結果が次回以降の公募へ持ち越されることはありません。次回公募に前回公募と同じ体制で再度提案することは可能です。
23	制度	開発拠点は、日本または相手国どちらでもいいですか。	応募要件に「主要な研究開発拠点を日本国内に有すること」、また「主任研究者が日本の居住者であること」という項目が含まれていますので、日本側事業者の研究開発拠点は日本となります。日本側事業者が海外の第三者を委託先や共同研究先とする場合は、研究開発の一部を海外で実施することも想定されます。また、相手国側事業者との間の双方技術の融合検証等のため研究開発の一部を海外で実施することも想定されます。
24	制度	日本側の事業開始と、相手国側の事業開始のタイミングは同時となるのでしょうか。 具体的には、採択後に両国それぞれで交付決定に向けた手続きが進む中、相手国側が先に交付決定の手続きが終わった場合、日本側の完了を待つ必要がありますか。	両国の交付決定は原則同時期を目指しますが、手続きの進捗に差が出る場合があります。助成開始日がずれてしまった場合でも、両企業間で結ぶCAの期間内であれば、事業開始いただくことは可能です。
25	制度	一方の国で交付決定が終わっていないなくとも、CA締結済みであれば事業開始可能とのことでしたが、その場合CA期間であれば経費（交付決定が終わっていない国において）は補助対象となりますか。	CA締結後でも交付決定前に発生した経費は助成対象外です。
26	制度	本事業への応募にあたって、共同研究先に本邦の大学等が共同研究先として参画することが必須要件になりますか。	本邦の大学等が共同研究先として参画することは必須ではありません。企業単独での応募も可能です。
27	制度	相手国側から、「プロジェクト期間を1年間にしたい」という打診を受けています。原則2~3年ということだが、1年間でも応募可能ですか。	1年間での応募は可能ですが、過去の実績からは短いと考えられており、2~3年程度が推奨されています。
28	制度	事業開始は2026年7~8月を予定とありますが、この時期を起点にすることは必須ですか。	原則として事業開始は2025年7月~8月が起点となります。それ以降の時期での開始が必要な理由があれば、提案書等でご説明ください。
29	制度	公募要領に応募要件として「申請時点で創業から長期間経過していない企業であって、大きく事業の成長を図ろうとする企業（自安としては、申請時点で創業から10年以内であること。）」との記載があるが、10年以上経過している企業、例えば、創業20年や25年の場合は、対象外となりますか。	資金調達が難しい中でリスクをとり大きな成長を図ろうとする企業については、VCからの調達など検討要件とはなりますが、創業から10年以上でも対象となる可能性があります。よろしければ公募ページに掲載の「ご相談フォーマット」をご使用のうえ、ご検討中の提案内容をご相談ください。 なお、本事業にかかる基本方針であるディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針（経済産業省）の下記該当部分（P7、③にかかる注釈1）もご参考下さい。「自安としては、申請時点で創業から 10 年（量産化実証は 15 年）以内とする。ただし、創業時期に関する限り、VC から初めて資金調達を行ってから 5 年（量産化実証は 10 年）以内のものや、事業資金を VC から調達するもの等、資金調達が難しい中でリスクをとり大きな成長を図ろうとするものは対象とする。」 創業年数が10年以上でも、事業成長を強く志向し、他の応募要件を満たしていれば応募は可能です。
30	制度	相手国以外の国の事業者や大学を、日本側事業者(当社)の共同研究先または委託先とした体制で申請することは可能ですか。	相手国以外の国の事業者・大学が日本側の共同研究先または委託先として参画することは不可能です。なお、助成先に対する応募要件として「主要な研究開発拠点を日本国内に有すること」、また「主任研究者が日本の居住者であること」という項目が含まれていますので、日本側の企業の研究開発拠点は日本となり、主たる研究開発活動も日本で実施されることを要件としております。 また、共同研究費および委託費の合計額は、NEDOから助成先への助成対象費用の50%未満である必要があります（事業処理マニュアルP84）。海外との共同研究費および委託費の合計額が助成対象費用の50%未満となる体制であるかご確認の上で応募ください。
31	制度	公募要領に、交付決定を受けた事業に、学術研究機関または事業会社との共同研究が含まれる場合は、交付決定後30日以内に、その共同研究に係る契約書の写しをNEDOに提出してください。となるのですが、学術研究機関の定義はありますか？国立研究機関であれば問題ないですか。	学術機関等とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関を指します。共同研究先に国立研究機関が含まれることは問題ありません。
32	制度	その他のDTSUの助成金との併用は可能でしょうか。具体的には、DTSU（STS）も申請予定です。	他のNEDO事業との併願申請は可能です。ただし、同一目的・内容での重複助成は不可です。
33	制度	日本側事業者の適格要件として「企業の売上高に対して研究開発費5%以上」という条件がありますが、会計処理上「研究開発費」といった項目がない場合どのような証明が必要ですか。	基本的に直近の決算報告書から売上高研究開発費合計を算出ください。決算上、研究開発費としている場合は、提案時提出書類「申請者情報」（別添3）の8-(8)「売上高に対する研究開発費」の項目で該当する費用の割合についてご説明ください。
34	制度	「国際共同研究開発」ではないDTSU（STSなど）事業の場合、自己資金1/3は所定の期間内にVC等の出資として得ることという綱りがありますと理解しています。本事業にはこの出資に関する綱りはありますか。	本事業では、自己資金1/3に関してVC等からの出資による調達は必須ではありません。
35	制度	建設用3Dプリンターの事業はロボティクスとして「経済産業省所管の鉄鋼業技術」に該当すると考えてよいでしょうか。	経済産業省所管の鉄工業技術に同じし、建設用3Dプリンターは、ロボティクス分野に含まれると考えて差し支えありません。自動化技術やロボット技術を活用するため、該当します。
36	制度	一度上場して、現在未上場となっている企業は対象になると考えてよいでしょうか？	一度上場して現在未上場となっている企業も応募対象となります。現時点で未上場であることが条件です。
37	制度	応募するスタートアップから大企業への再委託は可能でしょうか。	交付先となるスタートアップから大企業への再委託（コンソーシアムに入り委託）は可能ですが、委託先の役割や費用配分を明確にする必要があります。委託先への費用配分は補助対象費用全体の50%未満となります。
38	制度	外資の国内企業も対象でしょうか。	対象となります。日本国内に法人格を有していることが必要です。
39	制度	経済産業省所管の鉄工業技術について、医療機器ではなくとも、医療機器化を前提としたヘルスケア技術や、医療機器化のための開発・応用の取組であれば該当しますか。	医療機器でなくても、医療機器化を前提としたヘルスケア技術やその開発・応用の取組は、鉄工業技術に該当します。
40	制度	経済産業省所管の鉄工業技術のなかには航空宇宙等がありますが、衛星を利用した通信、衛星コンステレーション技術は対象になりますか。	対象になります。

## ディープテック・スタートアップ支援/国際共同研究開発 Q&A

番号	カテゴリー	質問	回答
41	制度	応募要件にある「売上高研究開発費割合が5%以上」という条件について、補助事業期間中の売上高がゼロの場合、応募要件を満たさないことがありますか？	基本的に直近3年間の決算報告書から売上高研究開発費割合を算出ください。決算上、売上高が発生していない場合は、提案時提出書類「申請者情報」(別添3)の8.-(8)「売上高に対する研究開発費」の項目でその事情をご説明ください。
42	制度	AIソフトウェアエンジン開発のR&D研究開発は対象になりますか？ ICT産業です。	対象範囲となります。
43	相手国	このコファンドプログラムについて相手国側事業者に説明したいが、それぞれの国の研究開発・イノベーション支援機関の名称と公募サイトはどこで確認できますか。	Eurekaの公募ページが開設され次第、公募ページに掲載します。
44	相手国	公募説明会での説明スライドの英文資料はありますか。	申し訳ありませんが、公募説明会の英文資料はありません。 公募ページに記載の「DTコファンド広報資料」に英文資料を載せておりますので、ご利用ください。
45	相手国	相手国側事業者を選定した理由を提案書類に記載する必要はありますか。	提案書に相手国側事業者の選定理由やその選定過程を記載する必要はありません。応募にあたっては各事業者の役割分担を明確にし、その内容を簡潔に提案書に記載ください。
46	相手国	日本の大企業の海外子会社は、相手国側事業者として提案できますか。	日本の大企業の海外子会社が相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の支援対象となるかについては、各国の応募要件が国によって異なりますので、当該子会社から直接、相手国の研究開発・イノベーション支援機関にお問い合わせください。
47	相手国	共同研究で生じる知的財産権は、相手国側事業者と共有しなければならないでしょうか。	生じる知財の取り扱いに関してNEDO側に規定はありません。ただし、知財の取り扱いについて、提案者と相手国側事業者で相談の上、共同研究契約(CA)に記載してください。
48	相手国	CAにおける知財の扱いや他オブリゲーションについて、基本的に両国申請事業者同士での自由協議になると考えていいですか。	知的財産権の取り扱い等については、両国の事業者間で交渉ください。NEDOは、知的財産権の取り扱いがCAに記載されていることを確認いたします。
49	相手国	日本側事業者と相手国側事業者が親子関係の企業あるいは関連会社でも提案は可能でしょうか。	日本側事業者と相手国側事業者は、それぞれ独立した企業である必要があります。関連会社との関係性や提案内容によるところもありますので、個別に「相談フォーマット」をご利用のうえご相談ください。
50	相手国	相手国企事業等には、大学なども含まれますか。	相手国側事業者の件は国で異なりますが、企業は含まれている必要があります。相手国側の研究開発・イノベーション支援機関によっては大学が提案者に含まれていることが可能な場合もあります。相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の要件をご確認ください。
51	相手国	相手国側企業の応募要件も未上場の中小企業となっていますか。	相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の件は国で異なり、上場企業や大企業が提案できる国もあります。
52	相手国	すでに相手国企業と共同研究契約を締結済みの場合でも応募可能ですか。	応募可能ですですが、今回の提案内容に沿った契約となっていることを確認の上で提出ください。
53	相手国	相手国側企業との適切な助成金額のバランスはどのように決まりますか。3:7までが適正と判断されるとの説明ですが、5:5でも問題ないですか。	助成対象費用全体の割合で換算され、3:7の割合以内での配分が認められます。5:5であれば、よりバランスがとれた提案となります。
54	相手国	相手国側事業者との助成金のバランスについて、日本側事業者が1億円、相手国側事業者が1億円の応募は問題ないですか。	問題ありません。
55	相手国	相手国側事業者との共同研究契約の内容について、分担割合などの制限は設けられていますか。	共同研究の実施体制の妥当性（役割分担は明確であるか、バランスは確保できているか等）は採択審査基準に含まれています。
56	相手国	提案書には相手国側事業者の技術説明も記載が必要ですか。	提案書には、共同研究の内容について適用技術の概要を記載する項目がありますので、相手国側事業者の技術についても概要を記載ください。双方の優れた技術を掛け合わせた相互補完的な共同研究となっているかは、審査の対象となります。
57	相手国	日本側企業が保有する製造技術について、相手国側企業で量産技術を確立する、というような座組は可能ですか。	提案することは可能です。但し、日本企業側がコア技術を持っていることで採択審査基準を満たし採択されたとしても、相手国企業側の量産技術が相手国側の機関に採択されるかどうかは分かりません。相手国側にもコア技術開発要素が含まれることが望ましいです。
58	相手国	相手国との共同研究開発ですが、私が既に開発した物については特許(PCTも含め)出願し、受理されておりますが、この場合権利関係で問題は発生するでしょうか。	相手国側企業と締結するCAで知財関連についても含めて協議いただき、明記いただく必要があります。既存技術を活用する場合でも、新たな技術的挑戦や付加価値の創出の可能性がある場合、十分留意のうえCAを締結ください。
59	相手国	CAはいつまでに締結される必要がありますか。	採択通知後3ヶ月以内に締結しています。
60	相手国	Consortium Agreementの雛形はありますか。	雛形はありませんが、CAの内容としては、相手国側企業と実施する研究内容・事業期間・役割分担、また知財の扱いなどを記載いただくものです。プロジェクトに適した契約書を準備ください。なお、応募にあたって相手国側企業等との共同研究契約書(CA)のドラフトについて知的財産面でのアドバイスを得たい場合は、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の「海外展開知財支援窓口」あるいは「スマートアップ知財支援窓口」へご相談ください。(ドラフトの代理作成、相手国側企業等との交渉の際度等は不可)。
61	相手国	相手国側企業の申請書はEureka様式のみですか。	相手国側企業は、Eureka様式に加えて、相手国側公的支援機関の様式による提案書の提出が必要です。
62	相手国	「海外の相手企業」が「上場企業」の場合は、今回の補助対象事業として、該当しないでしょうか。	相手国側が大企業であるかはNEDOの本公募では要件としておりません。なお相手国の補助先はそれぞれの国の規定によります。国により提案者となる事業者の要件を大企業、中小企業、その他研究機関など、それぞれ定めています。Eurekaの公募テキスト(下記リンク)において、カナダ、フランスなど補助先に大企業が含まれない国もあります。 <a href="https://www.eurekanetwork.org/wp-content/uploads/2025/11/globalstars-japan-2025.pdf">https://www.eurekanetwork.org/wp-content/uploads/2025/11/globalstars-japan-2025.pdf</a>
63	相手国	相手国のco-found先は、Eurekaのプラットフォーム内で紹介されている企業や学術団体とは限らない理解でよろしいでしょうか。	相手国側企業を支援するのは、Eurekaプラットフォームに掲載されている公的支援機関が行います。支援先として、企業以外に学術機関や研究機関が対象となるかは、各国が設定する要件によります。
64	相手国	成果の商用化にあたり、権利はどうなるのでしょうか。	相手国側企業と協議ください。権利についてCAなど規定することも有効です。NEDOでは成果の権利については問いません。
65	相手国	相手国側企業も日本側企業と同様に内容と役割分担を決定し、相手国側の補助金に応募するタイミングと、日本側の応募締切り日はタイミングとして合致していますか。	応募締切日までに相手国側企業と共同研究内容と役割分担を確定し、合意形成することが必要です。応募締切日は全参加国で共通の日です。
66	相手国	事業途中の評価において、日本企業と海外パートナー研究機関はどのような作業を行なうでしょうか？	事業開始前に実施計画書を作成し、提出いただきます。計画書内では相手国側企業の役割も記載し、定期的に事業全体の進捗を確認いたします。NEDO他事業で実施されるステージゲート(SG)などの中間評価はありません。
67	対象費用	金型や映像素子等の材料費は経費対象となりますか。材料費が経費となる場合、金型所有権は助成対象経費に影響しますか。	助成事業の遂行に必要な場合は、経費に計上することができます。助成先が当該金型の所有権を有する前提となります。
68	対象費用	助成金申請に係るコンサル等の事務委託費は、助成対象経費に計上できるでしょうか。	助成金申請は助成事業に該当しないため経費に該当しません。助成事業に係る委託費、共同研究費は経費に計上することができます。
69	対象費用	事業計画変更した際には補助金額も増減しますか。	助成事業の計画変更是NEDOの承認が必要です。計画変更承認に伴い、助成金の額や期間の変更もあり得ます。
70	対象費用	設備として中古の機器も助成対象となりますか。交付決定前にリース等を開始すると対象外となりますか。	助成事業に必要な機器の購入費等は、経費に計上できます。経費計上を認める期間については、(詳細版)「課題設定型産業技術開発助成事業」事務処理マニュアル(P25)を参照ください。
71	対象費用	レンタルラボのリース費用等も採択決定以後の新規契約でないと対象外ですか。	経費計上を認める期間については、(詳細版)「課題設定型産業技術開発助成事業」事務処理マニュアル(P25)を参照ください。
72	対象費用	海外で行われる会議や展示会への参加費用は助成対象となりますか。	助成対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。渡航先や目的などを確認します。
73	対象費用	日本側スタートアップが、co-found先国内に支社又は子会社を作つてラボを借りるなどを実施することが共同研究の遂行に寄与する場合、補助対象費用として認められますでしょうか。	海外に支社や子会社を設立しラボを借りる費用は、共同研究遂行に必要であれば補助対象として認められる可能性はあります。補助対象事業遂行にのみ必要となる設備等か、事前に詳細な確認が必要となります。
74	提案書類	CAは、提案書提出時点で必要ですか。	提案書提出時点では、CA(ラフト(英文)で構いません。CAのドラフトまで合意できていない場合は、秘密保持契約や相手方との調整の文書の提出が可能です。
75	提案書類	申請時の財務状況はどのような基準が必要ですか。	助成事業を遂行する財務状況にあるかを確認します。
76	提案書類	3期分の決算書が揃わない場合は事務局に相談との事でしたが、メールで連絡すればいいですか。	問い合わせ先メールアドレス宛にお問い合わせください。
77	提案書類	相手国側事業者との共同研究契約は応募時までに締結している必要がありますか。	共同研究契約の締結は採択後で問題ありません。応募の段階では署名前のドラフトや、その後段階の秘密保持契約や両社合意書の提出でも構いません。
78	提案書類	e-RAD登録は日本側企業のみですか。	e-RAD登録は本事業に補助を受ける日本側企業のみが対象です。相手国側企業は登録不要です。
79	提案書類	NEDO様式には日本側企業の担当部分のみを書くのだと思いますが、全体構想はどこに書くのでしょうか。Eureka様式にその欄があるのでしょうか。	Eureka様式に全体構想や相手国側企業との役割分担を記載いただきます。また、NEDOの提案書にも全体の体制図や時系列の役割等、一部相手国側の活動内容を記載する箇所があります。
80	提案書類	知財保護の観点でドラフトレビューが入ることですが、レビュー内容はどういったものでしょうか。厳しい制約があるのでしょうか。	ドラフトレビューは、知財保護の観点から公開情報や権利化前の技術が含まれていないかを確認します。また、相手国側企業と権利面での合意内容など、知財の取り扱いについて確認いたします。厳しい制約等は設けていません。
81	提案書類	EurekaのHP(日本)に研究開発費に関する記載がありました。現在、R&D活動を行っていないが、この支援を機にR&D活動を行う、という場合、申請することができますか。	公募要領の2の応募要件①において、「事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている企業であること(自安としては、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であること)」を要件としているため、現状でR&D活動を実施していない企業は対象となりません。
82	提案書類	日本側で応募するスタートアップは、対象企業又は学術機関の中でCA締結を前提として議論を進められる共同研究先を探し、共同研究の内容とお互いの役割分担を確定する必要があると理解しております。応募締切りまでに、これら全てを済ませて応募内容に反映することができますと理解してよろしいでしょうか。	応募締切日までに、CA締結を完了している必要がありますが、CA締結を前提とした合意形成を済ませる必要があります。正式なCAの締結は採択通知後3ヶ月以内に実施いただきます。
83	分野	プロックチェーンはディープテックの対象になりますか。	公募要領5ページ記載の「(2) 助成対象事業」に記載の要件を満たせば、助成の対象となるとお考えください。提案内容によるところもありますので、個別にご相談ください。
84	分野	フードテック領域は対象になりますか。	公募要領5ページ記載の(2)助成対象事業に記載の要件を満たせば、助成の対象となるとお考えください。提案内容によるところもありますので、個別にご相談ください。
85	分野	共同研究の内容が原子力技術ではないが、企業自身が原子力技術を扱う場合は、応募可能ですか。	応募可能です。
86	助成金	助成開始から当該年度末(3月末)までの費用について概算払いを申請した場合、助成金の受け取りはいつですか。	3月末までの労務費と、3月末の時点で支払いが完了している経費が年度末の概算払いの対象となります。助成金の受け取りは翌年度の5月以降となります。
87	助成金	事業開始後に、何らかの理由により共同開発が中止となった場合には、それまで使用した経費に対して、一部でも支払いは行われるのでしょうか。それともゼロになるのでしょうか。	事業途中で中止となった場合、それまでに適正に使用された経費は精算されます。
88	審査	審査の観点で、相手国側の開発要素の新規性、優位性も評価点に考慮されますか。それとも、NEDOの審査においては、あくまでも日本側の開発要素しか考慮されないのでしょうか。	NEDOは日本側事業者の提案のみを審査します。相手国側事業者の技術内容等の審査は行いませんが、共同研究の必要性、有効性は審査の対象となります。

**ディープテック・スタートアップ支援/国際共同研究開発 Q&A**

番号	カテゴリー	質問	回答
89	審査	日本側事業者は審査に通過しても、相手国側事業者が落ちるケースはありますか。審査は独立して行われるが、結果は双方が通過しなければならないのでしょうか。	はい、日本側事業者が採択、相手国側事業者が不採択となる場合もあります。日本側と相手国側の審査は独立して行っており、双方で採択される必要があります。
90	審査	CA締結前提で議論を進める先と関係性を保持し、PJ開始前に出来ることを進めることを目的として共同研究契約よりも初期に締結するような、NDAやMTAの締結が本事業採択要件に影響を及ぼすことはありますか。	NDAやMTAの締結は採択要件には影響しません。共同研究契約とは別扱いで、事業開始前の準備として認められます。
91	審査	審査については各国で独立して行われるのでしょうか？ それとも審査側で連携して行われるのでしょうか？	審査は各国で独立して実施されます。日本側はNEDO、相手国は各機関がそれぞれ審査します。
92	情報公開	過去の採択案件を教えてください。	過去の採択結果はNEDOのウェブサイトで公開しています。 2023年度 <a href="https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100217.html">https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100217.html</a> 2024年度 <a href="https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100239.html">https://www.nedo.go.jp/koubo/AT093_100239.html</a> 類似のコファンド形式の事業としては、2020年まで実施していたコファンド事業を参照ください。
93	情報公開	採択された場合、日本側事業者が公表されますが、相手国側事業者も開示されますか？	NEDOは採択結果公表にあたって、採択テーマと助成予定先事業者のみを公表し、相手国側事業者は公表しません。研究開発・イノベーション支援機関による公表内容は、各国によって異なります。

CA: Consortium Agreement (共同研究開発契約)

SG: ステージゲート (NEDOが実施する中間評価)

NDA: Non-Disclosure Agreement (秘密保持契約)

MTA: Material Transfer Agreement (物質移転契約)

2025年11月28日現在